様式第５号（第８条関係）

能代市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

給付金支給決定通知書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

申請者氏名　　　　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　能代市長

さきにあなたから提出のありました能代市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給申請書に基づき審査したところ、次のとおり支給することを決定したので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①氏　名（申請者） | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 | 昭和・平成・令和 　年 　月 　日生（ 　 歳） |
|  |
| ②児童の氏名（受講者が児童の場合） | ﾌﾘｶﾞﾅ | 生年月日 | 平成・令和 　年 　月 　日生（ 　歳） |
|  |
| ③住　所 | （〒　　　-　　　　　）  | 電話（　　　　）　　　　－　　 |
| ④受講施設名称 |  | ⑤講座の名称 |  |
| ⑥受講科目 | １　　　　　　２　　　　　　３　　　　　　４５　　　　　　６　　　　　　７　　　　　　８　　 |
| ⑦受講期間 | 令和　　年　　月　　日 ～ 令和　　年　　月　　日　 （ 受 講 開 始 日 ） |
| ⑧所要費用 | 入学料　　　　円、受講料　　　　円　　　　　合計額　　　　円 |
| ⑨支給決定額 | 　　　　　　　円 |

（注意）

１　支給の対象となるのは、指定対象講座の受講について支払う入学料及び受講料です。（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）

２　支給額は、次のとおりです。

（１）受講開始時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の４割相当額です。ただし、受講方法が通信制の場合は１０万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２０万円が限度になります。

（２）受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の５割相当額（受講開始時給付金の支給を受けた場合は、受講開始時給付金として支給を受けた額を差し引いた金額）です。ただし、受講方法が通信制の場合は、受講開始時給付金と併せて１２万５千円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は２５万円が限度になります。

（３）合格時給付金の支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の１割相当額です。受講開始時給付金及び受講修了時給付金と併せて、受講方法が通信制の場合は１５万円、受講方法が通学の場合又は通学及び通信制を併用する場合は３０万円が限度になります。

３　所要費用については、受講終了後に受講施設により証明された金額に基づき、支給額を算定しています。